

介護老人保健施設つくも
(介護予防) 短期入所療養介護利用料金表

(1) 基本サービス費 (1日あたり)

基本サービス単位数×地域単価 (10.54円) + 滞在費で計算した額です。(吹田市は4級地 (10.54円))

<多床室> 【在宅強化型】

(単位: 円)

保険区分	介護区分	基本サービス費			滞在費	合計		
		1割	2割	3割		1割	2割	3割
介護 保険	要介護 1	951	1,901	2,852	520	1,471	2,421	3,372
	要介護 2	1,032	2,064	3,096	520	1,552	2,584	3,616
	要介護 3	1,100	2,201	3,301	520	1,620	2,721	3,821
	要介護 4	1,162	2,323	3,485	520	1,682	2,843	4,005
	要介護 5	1,224	2,447	3,671	520	1,744	2,967	4,191
介護 予防	要支援 1	708	1,417	2,125	520	1,228	1,937	2,645
	要支援 2	879	1,758	2,637	520	1,399	2,278	3,157

<従来型個室> 【在宅強化型】

(単位: 円)

保険区分	介護区分	基本サービス費			滞在費	合計		
		1割	2割	3割		1割	2割	3割
介護 保険	要介護 1	863	1,726	2,590	1,980	2,843	3,706	4,570
	要介護 2	941	1,882	2,824	1,740	2,681	3,622	4,564
	要介護 3	1,010	2,019	3,029	1,740	2,750	3,759	4,769
	要介護 4	1,072	2,144	3,216	4,620	5,692	6,764	7,836
	要介護 5	1,132	2,264	3,396	6,600	7,732	8,864	9,996
介護 予防	要支援 1	666	1,332	1,998	1,740	2,406	3,072	3,738
	要支援 2	820	1,640	2,460	1,740	2,560	3,380	4,200

※日数計算や端数処理により1円単位の違いが生じる場合があります。

(2) 加算サービス費

◎の加算は全ての入所者が対象です。その他の加算については対象者のみ費用が発生します。

(単位: 円)

加算項目	サービス内容	1割	2割	3割
◎ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	施設の取り組みとして、リハビリ、生活リハビリを実施して、積極的に在宅支援を行っている場合	54	108	161
◎ 夜勤職員配置加算	夜勤を行う職員数(介護士、看護師)が算定条件を満たしている場合	25	51	76
個別リハビリテーション実施加算	多職種が共同した計画に基づき個別のリハビリテーションを実施した場合	253	506	759
認知症ケア加算	認知症の利用者にケアを実施した場合	80	160	240
認知症行動・心理症状緊急対応加算	在宅での生活が困難になった認知症利用者の緊急受入を行った場合(7日間限度)	211	422	632
緊急短期入所受入加算	居宅サービス計画に行うこととなっていない緊急の受け入れを行った場合(7日限度、やむを得ない場合14日限度)	95	190	285
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者を受入れ、利用者ごとに担当者を定めた場合	126	253	379
重度療養管理加算	要介護度4・5で計画的な医学的管理を継続し、かつ療養上必要な処理を行った場合	126	253	379
送迎加算	送迎を行う場合(片道につき)	194	388	582
総合医学管理加算	治療管理を目的に計画にない利用を行った場合(10日限度)	290	580	870

※1

	療養食加算	療養食を提供した場合(1日3回を限度)	8	17	25 ※1
	緊急時治療管理	利用者の病状が重篤となり救命救急医療を提供した場合(月3日限度)	546	1092	1638
◎	生産性向上推進体制加算Ⅱ	利用者の安全、質の向上、業務効率化、職員の負担軽減を図る取り組みの実施	11	21	32
◎	サービス提供体制強化加算Ⅰ	介護従事者のうち介護福祉士が80%以上、勤続10年以上の介護福祉士35%以上配置	23	46	70
◎	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	1月につき所定単位数×75/1000			

※ 端数処理の関係で1円単位の違いが生じる場合があります。

※ 1は1回あたりの額

(3) その他の費用（実費負担）

基本料金は全ての入所者が対象となります。加算料金及びその他の料金は対象者のみです。

ア 基本料金

(単位：円)

項目		費用	項目	日額
食費	朝食	400	教養娯楽費	100
	昼食	800		
	夕食	650		

※食事の中止連絡は（朝食）前日の17時まで、（昼食・おやつ・夕食）当日の10時までをお願いします

※教養娯楽費は、行事・クラブの（製作）材料費

イ 加算料金（利用された方のみ）

(単位：円)

項目	日額	
特別療養室（税込）	個室	2,200
	二人部屋	1,650

ウ その他（必要とした場合のみ）

(単位：円)

項目	費用単位	費用額(税込)
理容代	カット・ブロー	1回 1,980
	シャンプー	1回 550
	顔そり	1回 550
	ヘアカラーのみ	1回 4,620
	パーマ・カット・シャンプー・ブロー	1回 6,600
電気製品使用料	1点につき(持ち込み2点まで)	1日 55
フラワーアレンジメント	材料費	1回 1,650
喫茶代	コーヒー紅茶とお菓子	1セット 200
文書料①	入所証明書・領収証明書等	1通 1,100
文書料②	健康診断書・情報提供書等	1通 3,300
文書料③	死亡診断書・生命保険診断書等	1通 5,500

事業所は、「その他の費用（実費負担）」に定める利用料について、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、利用者に対して変更を行う日の1ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更する場合があります。

< 市町村民税世帯非課税の利用者負担限度額（日額） >

負担段階	食費	個室	多床室
第1段階	300	550	0
第2段階	600	550	430
第3段階①	1,000	1,370	430
第3段階②	1,300	1,370	430